

第3回臨時会 (11月28日)

平成17年第3回臨時会が、12月28日に1日間の会期で開催されました。今臨時会では町長が行政報告を述べたほか、条例改正4件、補正予算1件について原案どおり可決されました。

給与等の条例改正を可決

↓特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき、一般職に準じ、特別職の期末手当での支給率を0・05カ月分引き上げる条例について可決しました。

↓幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき、一般職に準じ、教育長の期末手当での支給率を0・05カ月分引き上げる条例について可決しました。

↓幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき、給与月額の引き下げ、勤勉手当の0・05カ月分の引き上げ、扶養手当の引き下げを行う条例の改正について可決しました。

↓幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給率を踏まえ改定している議員の期末手当について0・05カ月分引き上げる条例を可決しました。

補正予算を可決

↓平成17年度幕別町一般会計補正予算

一般会計補正予算として、札内中学校の音楽室に吸音材として使用されたロック

ウールにアスベストが含まれていたことから、これらの除去及び修復工事に1、150万円を追加補正しました。

第4回定例会 (12月6日~20日)

平成17年第4回幕別町議会定例会が、12月6日から20日までの15日間の会期で開催されました。今定例会では、町長が行政報告を述べたほか、合併に関する条例の改正等が9件、補正予算9件、南十勝複合事務組合への加入等の議案7件が提出され、審議の結果原案どおり可決されました。一般質問では11名の議員が当面の行政課題について、町理事者に質問をしました。

議員定数の条例改正を可決

↓幕別町公民館条例

現状の公民館の管理運営と合わせるべく公民館条例と公民館使用条例を一本化する条例を可決しました。

↓幕別町民会館条例

現状の町民会館の管理及び使用について、現状との整合性を図る条例の改正について可決しました。

↓幕別町ふるさと館条例

入館の制限、運営委員会及び損害賠償についての規定を定め、管理運営の現状との整合性を図る条例について可決しました。

↓地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定

1件、50万円以下の法律

上の町の義務に属する損害賠償について議会の委任による専決処分事項を定める条例を可決しました。

↓幕別町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

合併後初めて行う選挙に限り選挙区を設けることや、定数を22名から20名にする等の条例を可決しました。

↓幕別町議会委員会条例の一部を改正する条例

合併による議員定数の変更あわせ、委員会の定数を変更する条例を可決しました。

↓幕別町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

合併後、引き続き幕別町の議員となる忠類村議員の報酬についての条例を可決しました。

↓特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

合併による忠類地域の公

区長や農業委員会委員などの報酬及び支給方法などの改正について可決しました。

↓幕別町畑地かんがい用水施設条例

平成18年度から供用開始される、かんがい排水施設事業の管理運用に関する条例を可決しました。

南十勝複合事務組合への加入等の議案7件を可決

↓南十勝複合事務組合への加入について

合併により今まで忠類村がごみ処理等を協同処理するために加入していた事務組合から忠類村が脱退し、幕別町として新たに加入することについて可決しました。

↓十勝環境複合事務組合を組織する市町村数の増加及び十勝環境複合事務組合規約の変更について

現在、17市町村で協同処理を行っている、し尿処理施設の設置及び管理運営について、合併により忠類村が脱退し、新たに本別町、足寄町、陸別町が加入する

との協議に同意しました。

↓広尾郡大樹町水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることに関する協議について

合併後の一部忠類地域住民に大樹町の水道事業施設から給水を行うため大樹町との協議に同意しました。

↓損害賠償の額の決定及び和解について

役場庁舎外壁に掛けていた垂れ幕が、強風にあおられ垂れ幕の下部を支えていた、30キロのコンクリートブロック4個が持ち上げられ、駐車場に止めてあった自家用車に接触し、物的損害を与えたため相手方に対し、損害を賠償し和解することについて可決しました。

↓辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、駒島、明倫、美川及び古舞の4辺地に係る総合整備計画の変更について可決しました。

補正予算を可決

↓農業集落排水特別会計予算

忠類地域の農業集落排水事業について、合併後新たに特別会計予算として計上することを可決しました。

↓各会計補正予算

各会計の補正予算の主な内容は、合併による忠類村からの引継ぎ予算として、追加補正され可決されました。

一般会計は歳入歳出それぞれ8億7,056万5,000円を追加補正しました。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出それぞれ1億1,656万2,000円を追加補正しました。

老人保健特別会計は歳入歳出それぞれ1億8,738万5,000円を追加補正しました。

介護保険特別会計は、歳入歳出それぞれ3,402万7,000円を追加しました。

万8,000円を追加しました。

公共下水道特別会計は歳入歳出それぞれ359万6,000円を追加しました。

個別排水処理施設特別会計は歳入歳出それぞれ673万4,000円を追加しました。

水道事業会計は、収益的支出を408万8,000円追加補正しました。

市町村合併調査特別委員会

○委員会の開催日

第28回 12月6日

○内容

第28回の特別委員会では、第21回幕別町・忠類村合併協議会において協議され承認された4つの協議項目について報告された。

①特別職の身分の取扱いについて

②事務組織及び機構の取扱いについて

③公共的団体等の取扱いについて

④補助金・交付金等の取扱いについて